

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

〈いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づく〉

守谷市立高野小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ問題の未然防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、児童の気持ちになって一緒に活動する教師
- (2) 児童の心の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の立場に立って考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましや賞賛のことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいを心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。**※県の標語募集 ※「いじめノックアウト参加」 ※人権メッセージ**
- (イ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
- (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (エ) 毎月「ハートいっぱいタイム」を設定し、「友だちのよい所を手紙形式で伝え、自己肯定感を味わわせる。
- (オ) いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

「法的ないじめとは」

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一見冗談と思われる「からかい」や「冷やかし」も、児童が苦痛を感じていたら「いじめ」となる。

(カ) 年度始めにあたって特に留意する点

《学級編成及び教職員間の認識の共有について》

・学級編成について

学級編成に際しては、友人関係等を考慮し、特定の児童生徒が孤立しないよう十分に配慮する。年度始めにおいては、児童を丁寧に細かく観察し、小さなサインを見逃さず、児童の変化に関して細心の注意を払う。

また、教職員の学年・学級の配置については、各教職員の経験等と学級を構成する児童の実態を十分踏まえたうえで決定する。

・児童理解の充実について

担任は、自分の学級の児童の人間関係等の把握に努める。始めはうまくいっていた人間関係も何らかのきっかけで関係が崩れトラブルになることも多い。そのため、児童の人間関係には日頃から細心の注意を払い観察する。

人間関係に悩みを抱えた児童を発見した場合は、一人で抱え込まず、教職員間で情報を共有し、組織で対応する。さらに、年度始めに、児童生徒理解を深めるための研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

・席替えについて

席替えにおいては、生徒指導という名目で、ある児童の座席を、指導困難な児童の隣に固定化させる等の席の固定化は行わないよう十分に注意する。

イ いじめの早期発見の措置

(ア) いじめの認知について

○ 発見と認知

・早期発見のため、定期的な調査を次のとおり実施する。

児童対象の「学校生活アンケート」（いじめ調査含む） ※毎月実施

保護者対象「学校生活アンケート」（いじめ調査含む）

「ハートいっぱいアンケート」（いじめに関する調査）と個別面談

・いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもつとともに、「気にかける・目をかける・声をかける」という3かけ運動を心掛け、全ての教育活動を通じて児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。

・児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

- ・地域にいじめの目撃情報などの提供を呼び掛け、連絡を受けた場合、速やかに対応する。
- ・いじめの認知は、「高野小学校いじめ対策本部」*で判断し、報告する。

○ 解消と判断

解消は、次の2つの条件が確認された時となる。

いじめの解消は、高野小学校いじめ対策本部で判断し、報告する。

- ・いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続している。
- ・被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと、被害児童及び保護者から面談等で確認できた。

○ 認知漏れの確認

認知の数がゼロの場合には、保護者や地域にHP等で公表し、認知漏れがないか確認する。

○ 取組の改善

- ・いじめへの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、「学校いじめ防止基本方針」及びそれに基づくいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルにより改善を図る。

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

ウ 携帯電話、インターネット、携帯用ゲームでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話、携帯用ゲームについているカメラ、インターネットなどの様々な機能の使い方を児童や保護者、教員が理解し、いじめにつながらない正しい使い方ができるように、専門家による**情報モラル教室**を実施する。

※学年実施4～6年対象 ※保護者対象

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「高野小学校いじめ対策本部」*の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「高野小学校いじめ対策本部」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校運営協力員
守谷市総合教育支援センター「いじめ対策指導員」

その他校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少

年犯罪，発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動>

- ①いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ②いじめの未然防止，早期発見，早期解消に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ③いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
 - ・いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合，速やかに「高野小学校いじめ対策本部」*を開き，情報の共有と関係児童への事実関係の聴取を行い，いじめであるかどうかを判断する。
 - ・いじめが発生した場合，いじめに関する指導や支援の体制，対応方法を決定する。
- ④関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
 - 「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」
 - 守谷市教育相談室「ラポールルーム」
 - 守谷市適応指導教室「はばたき」
 - 各種スクールカウンセラー事業を通じた支援
（拠点校：けやき台中 隔週 対象校：高野小 月1回）
 - 「心の教室相談員」事業を通じた支援
- ⑤その他いじめ防止に係わること。

<開催>

月1回を定例会（運営委員会を兼ねる）とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<議事録>

高野小学校いじめ対策本部の議事録を作成し，全職員で共有する。いじめ報告と共に守谷市いじめ対策本部に提出する。

(3) いじめ発生時の措置

さ（最悪の事態を想定して）し（慎重に）す（素早く）せ（誠意をもって）
そ（組織で対応する）

ア いじめに係る相談を受けたり，いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は，いじめられている児童や保護者の立場に立って，速やかに詳細な事実確認を行う。

イ 学級担任が一人で抱え込むことがないように，「高野小学校いじめ対策本部」*を緊急に開催し，学校全体で組織的に対応する。

ウ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う措置を講ずる。

オ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

キ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

ク いじめ問題解消後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深い観察を継続する。

ケ 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や、外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災等により被災した児童、または原子力発電事故により避難している児童

(4) 重大事態発生時の対処（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく）

児童が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。

(5) 取り組みの評価および検証 → RPDCAサイクルを意識した取組

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。